

自主防災組織結成の手引き

～いざという時、自分や家族、地域を守るために～



伊達市

令和元年5月 作成

もくじ

1	自主防災組織とは	1
	（1）自主防災組織とは	1
	（2）自主防災組織の必要性	1
2	自主防災組織のつくり方	2
	（1）自主防災組織の規模	2
	（2）自主防災組織のつくり方	3
	（3）自主防災組織の規約	4
3	自主防災組織の活動	4
	（1）平時から発生後の活動	4
	（2）各災害に備えた訓練	6
4	自主防災組織に係る必要な資機材	7
5	自主防災組織への助成制度	9
6	避難行動要支援者との関わり	10

資料編

○	規約例	12
○	防災計画（例）	16
○	組織図（例）	18
○	設置届出書（様式）	19
○	設置届出書（記載例）	20

1 自主防災組織とは

(1) 自主防災組織とは

近年増えつつある風水害や頻発する大地震など、様々な自然災害から自分や家族の命を守るためには、発生に備え普段から十分な対策を講じておかなければなりません。

災害発生時はもちろん、日ごろから地域のみなさんが一緒になって防災活動に取り組み、助け合う組織が『**自主防災組織**』なのです。

法律上で設置が義務づけられている事業所などの防災組織と異なり、住民の自主性に基づく活動であるため、特に公の責任や権利義務というものは発生しません。

※伊達市の自主防災組織数と結成率（自治会ベース）55 組織、54.5%（H30 末現在）

(2) 自主防災組織の必要性

ひとたび大規模な災害が発生したときに、市など行政機関は応急対策活動（**公助**）を行いますが、庁舎などが被災したり、交通障害のため救助が進まない場合もあります。

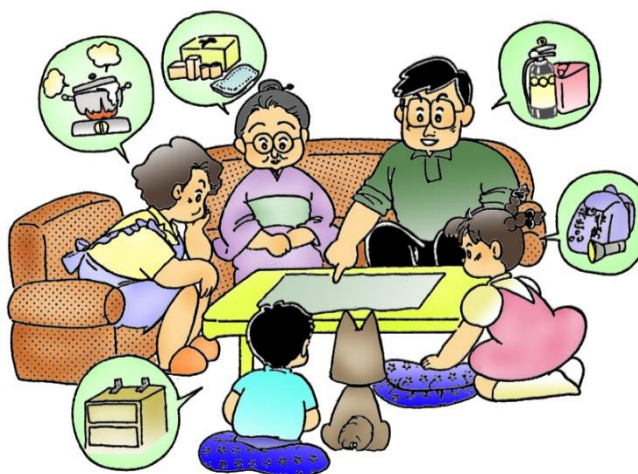
東日本大震災（平成 23 年）、熊本地震（平成 28 年）では、自治体職員らが被災し、災害発生直後において公助が十分に機能しませんでした。また、その後の避難所運営に多数の職員が忙殺され、復旧や復興への実施が困難な状況となりました。

このような状況下で被害の拡大を防ぐためには、自分の身を自分の努力によって守る（**自助**）とともに、地域住民の一人ひとりが協力し合いながら、組織的に初期消火や情報伝達、避難誘導、救出・救護、避難所運営等の自主的な防災活動を行うこと（**共助**）が必要です。この「**自助・共助・公助**」が一体的につながることにより、被害の軽減を図ることができます。

また、高齢者・障がい者など避難の際に支援を必要とする住民（避難行動要支援者）の情報を把握し、安否確認や避難支援など行うことも活動のひとつです。

北海道胆振東部地震（平成 30 年）では、町の住民基本台帳上の世帯員では安否確認ができず、地域の方から聞き取った実際の情報を基に確認ができたという事例がありました。

このように安心して安全なまちをつくるためには、日頃から地域の方とのおつき合いや交流などを通じて連帯感を深めていくことや、一人ひとりが防災意識を持ち、家庭内での防災対策などを日頃から考えることが大切です。



2 自主防災組織のつくり方

自主防災組織は、地域住民自ら、自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成することが原則です。地域で自主防災組織をつくろうと思われたら、ぜひ、市総務課危機管理室にご相談ください。

(1) 自主防災組織の規模

自主防災組織の規模は、一般的な基準として自治会単位を基本としますが、隣り合う複数の自治会や連合自治会単位でも結成可能です。すべての地域でもれなく結成されるのが理想ですが、実情に合わせて考えてください。

- ①住民が連帯感に基づいて、防災活動等を効果的に行える程度の規模であること。
- ②住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模であること。

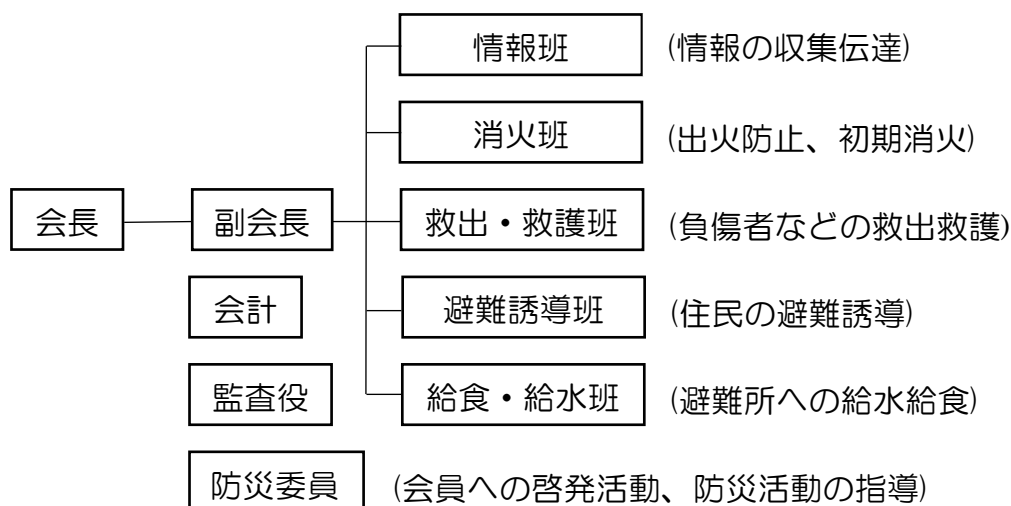
(2) 防災組織のつくり方

組織のつくり方には、自治会などを活用して自主防災組織を結成する場合でも、組織のかたちにはいくつかのタイプがあります。こういった組織にするかはそれぞれの長短があることから、地域の実情に応じて検討することが大切です。

【いろいろな自主防災組織のかたち（自治会を例として）】

	重複型	内部組織型	別組織型
タイプ	自治会などの代表者や役員が自主防災組織の代表者や役員を兼ねる	自治会内部に独自の代表者役員を持つ自主防災部門(部会)をつくり、その部門(部会)を自主防災組織とする	自治会が中心となり、自治会とは別に自主防災組織を結成する
長所	組織づくりが容易、活動を継続しやすい 既存団体（自治会など）の財源を活用できる		専門性を高めることができる
	住民にとって組織の仕組みが分かりやすい	会長等以外の役員の負担が軽い 経験が蓄積され、専門性が高まる 活動の独自性を発揮しやすい	役員全体の負担が軽い
短所	自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わることがある		地域内に複数の長がいて混乱が起こりやすい 財源確保が難しい

型が決まった後は、組織編成です。自主防災組織に一般的な編成（組織図）と役割は、次のとおりです。班長の下に班員が付きます。



組織の型や編成が決定した後は、会長、副会長、班長などの役員の人選を行います。役員や班長（特に防災委員、消火班長、救出救護班長）は防災活動の経験がある人（元消防署員や消防団員）が望ましいですが、特にきまりはありません。総会までには、最終的な候補者を立てておきましょう。

内部組織型の役員構成の場合、自治会役員とは別に独自の代表者・役員を選び、結成時の役員さんは3年を目安に継続していただくと、順調に活動を展開していただけたと思います。女性や若い人など、地域のさまざま方に参加してもらうのが望ましいです。役員選出前に合意を得ておきましょう。

（3） 自主防災組織の規約

自主防災組織は、組織の目的、事業内容、役員を選任および任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確化した規約を定めることが必要です。既に自治会の規約がある場合、自治会の規約の中に自主防災活動に関する項目を追加することで、規約の作成とすることもできます。

自主防災組織を結成されたら、「自主防災組織設置届出書」に規約（防災計画添付）と組織図、その他市長が必要と認める書類を添えて、市総務課危機管理室に届け出てください。

（規約、組織図、防災計画などのひな型がありますので、ご相談下さい。）

- ★自主防災組織規約（例） 資料編 P.12
- ★防災計画（例） 資料編 P.16
- ★自主防災組織図（例） 資料編 P.18
- ★自主防災組織設置届出書 資料編 P.19

3 自主防災組織の活動

（1） 平時から発生後の活動

自主防災組織の理想的な活動内容は次のとおりですが、組織の規模や現状、地域の抱える災害の想定等に応じて無理なく徐々に活動を広げ、継続していただくことが大切です。

また、災害時に落ち着いてスムーズに活動できるよう、平常時からの準備が必要です。

①平常時の活動

- 防災知識の普及・啓発
- 防災訓練の実施
- 家庭の安全点検
- 防災資機材などの整備
- 地域の災害危険個所の把握
- 避難行動要支援者対策
- 他団体と連携した訓練活動の実施

②災害発生直後

- 住民自身と家族の安全確保
- 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、援助など）
- 避難行動要支援者の安否確認
- 津波からの迅速な避難誘導

③発生から数時間後

- 安否や被害についての情報収集
- 初期消火活動
- 救出活動
- 負傷者の手当、搬送
- 住民の避難誘導活動
- 避難行動要支援者の避難支援

④発生から数日後

- 避難所運営
- 自治体および関係機関の情報伝達
- 他団体などへの協力要請
- 物資配分、物資需要の把握
- 炊き出しなどの給食、給水活動
- 防疫対策、し尿処理
- 避難中の防犯活動
- 避難行動要支援者への配慮
- ボランティアの需要の把握



(2) 各災害に備えた訓練

自主防災組織は結成することが最終目的ではなく、実際に災害が発生したとき、住民の方々が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識と技術を習得することが重要です。

訓練には、市の防災訓練への参加や次のような地域の実情を加味した個別訓練があります。

情報収集・伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況などを関係機関へ通報するための訓練を実施します。

消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火器等を使用して消火に必要な技術などを習得します。

避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるように実施します。この際、特に高齢者、障がい者などの避難行動要支援者を把握の上、避難の際の介助を行うことを前提に、避難行動要支援者の訓練への参加を促します。

救出・救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れなどにより下敷きとなった住民の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法などを習得します。

給食・給水訓練

炊飯装置等の限られた資機材を有効に活用し、食料を確保するとともに、効率的に配給する方法を習得します。

図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点を見つけ出し、それに対処する避難方法などを地域で検討し実践する図上訓練を実施します。



※ 訓練の際には、市総務課危機管理室職員、消防署員や消防団員との連携を図り、成果の上がるものとします。

4 自主防災活動に係る必要な資機材

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておく必要があります。

その場合、地域の実情や組織の構成等を見て、どのような資機材を備えるのがよいか、市、消防機関の指導を受けて十分検討することが必要となります。

防災資機材としては、以下のようなものが考えられますが、地域の実情に応じ必要なものを選択しましょう。

情報収集・伝達用	携帯用無線機、ハンドマイク、携帯用ラジオ、腕章等
消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、消火器、防火衣、とび口、ヘルメット、水バケツ等
水防用	防水シート、ロープ、ツルハシ、シャベル、救命胴衣、かけや等
救出救護用	エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウインチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、鉄線ばさみ、のこぎり、救急箱、はしご、担架、毛布、簡易トイレ、防煙・防塵マスク等
給食・給水用	給水タンク、炊飯装置、ろ水機、携帯用コンロ、ガスボンベ、鍋、釜等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、コードリール、避難誘導灯等
避難訓練用	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し訓練に伴う炊飯用具、材料費等 ・訓練要綱等作成に伴う印刷費等
防災教育用	住宅用火災警報器（訓練用）、ビデオ教材、講演会等講師謝礼・交通費、講演会等開催チラシ・パンフレット作成経費、防災用名簿・マップ等作成経費等
その他	簡易収納庫、防災倉庫、発電機、携帯電話用充電器、資機材の点検修理経費・燃料、その他市長が防災資機材として必要であると認めたもの

5 自主防災組織への助成制度

自主防災組織が結成されると、防災資機材の購入や活動経費として市から助成があります。組織結成後は、お早めに市総務課危機管理室へ「自主防災組織設置届出書」を提出して下さい。（提出は会長若しくは担当役員の方いずれでも結構です。）

組織設置届出書を提出する時点の組織内世帯数により助成額の上限を確定します。

助成額は、基礎額と世帯数割額の合計により算出します。

① 基礎額：世帯数により以下のとおりとなります。

加入世帯数	9世帯以下	10世帯以上 199世帯以下	200世帯以上 299世帯以下	300世帯以上
基礎額	10,000円	40,000円	50,000円	60,000円

② 世帯数割額：世帯数に200円を乗じた金額です。

<計算例>

設置届出書提出時点の世帯数が175世帯の場合

基礎額：40,000円

世帯数割額：35,000円（175世帯×200円）

◎助成額 75,000円



6 避難行動要支援者との関わり

市が平成29年8月に策定した「伊達市避難行動要支援者対策計画」では、自ら避難することが困難で、特に支援を要する高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」（以下「要支援者」という）への対策について明記しています。

とりわけ、義務は生じませんが、災害発生時における要支援者の避難誘導や安否の確認ができるよう、日頃から地域内にお住まいの要支援者の居住地や生活状況（日中家にいる家族や、当該者が家のどこの部屋で寝ているかなど）を把握し、関係者間で共有することが必要です。このため、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう個人避難計画を作成しておくことが大切です。

自主防災組織の結成と合わせて、地域における要支援者の把握、名簿作成など、市や関係者と協力して進めて頂きますよう、お願いしています。



【問い合わせ先】

伊達市役所 総務部 総務課 危機管理室

電話 0142-23-3331 (322・323)

FAX 0142-23-4414

メール kikikanri@city.date.hokkaido.jp

資 料 編

単独自治会、または連合自治会の場合

(例)

〇〇地区第〇区自治会（連合自治会）自主防災会規約

(名称及び活動拠点)

第1条 この会は、〇〇地区第〇区自治会（連合自治会）自主防災会（以下「本会」という。）と称し、活動拠点は、〇〇〇〇（※主に利用している会館等の名称）とする。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (5) 避難行動要支援者に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会は、〇〇地区第〇区自治会（連合自治会）にある世帯をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 会計 〇名
- (6) 監査役 〇名

2 役員は、〇〇地区第〇区自治会（連合自治会）の役員をもってあてる。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員任期は〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第7条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第10条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第11条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、自治会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行い、その結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、 ○○年○○月○○日から実施する。

複数自治会（連合自治会以外）の場合

（例）

〇〇連合自主防災会規約

（名称及び活動拠点）

第1条 この会は、〇〇連合自主防災会（以下「本会」という。）と称し、活動拠点は、〇〇〇〇（※主に利用している会館等の名称）とする。

（目的）

第2条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (5) 避難行動要支援者に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第4条 本会は、〇〇地区第〇区自治会、第△区自治会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 会計 〇名
- (6) 監査役 〇名

2 役員は、本会を構成する自治会の役員をもってあてる。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は〇年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第7条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第10条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第11条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、自治会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行い、その結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、 ○○年○○月○○日から実施する。

(防災計画例)

〇〇地区〇〇区自治会自主防災会 防災計画

1 目的

この計画は、〇〇地区〇〇区自治会自主防災会規約第11条の規定に基づき、防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防ぐことを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び役割分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難誘導及び避難所運営に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出、救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 避難行動要支援者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため別表のとおり組織を編成する。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 防災組織及び防災計画の周知に関すること
- (2) 地震（津波）、火災、風水害、噴火等についての知識に関すること
- (3) 各家庭における防災上の留意事項に関すること
- (4) その他防災に関すること

5 地域の災害危険の把握

- (1) 危険箇所
- (2) 防災施設・設備・消火設備

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて次の防災訓練を行う（訓練計画の作成）

- (1) 情報収集 伝達訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 避難訓練（図上訓練含む）
- (4) 救出・救助・救護訓練
- (5) 給食・給水訓練

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため情報の収集伝達を次のとおり行

う。

(1) 情報の収集伝達

情報班は、地域内の災害情報・防災関係機関・報道機関等からの情報を収集するとともに、必要な情報を地域住民や防災機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達方法

電話、テレビ、ラジオ、インターネット、伝令・連絡網、メール、戸別訪問等による

8 避難

火災等により地域住民に危険が生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

防災会会長は、市からの避難勧告及び指示等が発令されたとき、又は会長が必要と認めるときは、避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導の実施

避難誘導班は、防災会会長の指示を受けたときは、住民を避難所に誘導する。

(3) 避難場所

伊達市避難場所

(4) 避難所の管理運営

避難所管理者の指示による運営に関して、できる限り協力するものとする。

9 火災防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする大きな原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、次により火気の点検、整備を要望する。

(1) 火気使用設備器具の状況、周辺の整理整頓

(2) 可燃性危険物品の保管状況

(3) 消火器の設置

(4) 住宅用火災警報器の設置

(5) その他危険箇所の把握

10 救出・救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊や落下物等により被害者が生じたときはただちに、防災関係機関（消防）（警察）に通報するとともに、できる範囲で救出活動を行う。

(2) 医療機関への連絡

負傷者が手当を必要とする場合救急車を要請する。

11 給食・給水

避難所等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班は、市から配布された食料、その他から提供を受けた食料等を配分する。

(2) 給水の実施

給食給水班は、市から提供された飲料水のほか、他に確保した飲料水を配付する。

12 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の避難誘導の方法等の検討、要支援者の把握、連絡体制の整備

〇〇地区〇〇区自治会自主防災組織図（連絡網は別途作成）

会 長 （ ）

副会長 （ ）

防災委員（ ）

会 計 （ ）

監査役 （ ）

情報班

班長 （ ）

副班長 （ ）

消火班

班長 （ ）

副班長 （ ）

救出・救護班

班長 （ ）

副班長 （ ）

避難誘導班

班長 （ ）

副班長 （ ）

給食・給水班

班長 （ ）

副班長 （ ）

様式第1号（第4条関係）

自主防災組織設置届出書

年 月 日

（あて名）伊達市長

自主防災組織名 地区第 区自治会自主防災会
 代表者 住 所
 氏 名
 電話番号 ー

下記のとおり、自主防災組織を設置したので届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要

組 織 構 成	単一自治会 自治会名 地区第 区自治会 世帯数 世帯
	複合自治会 自治会名 世帯数 世帯
	自治会名 世帯数 世帯
	自治会名 世帯数 世帯
	連合自治会 連合自治会名 世帯数 世帯
設 置 年 月 日	年 月 日
備 考	

2 添付資料

- (1) 組織の規約
- (2) 自主防災組織図
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第1号 (第4条関係)

自主防災組織設置届出書 (記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて名) 伊達市長

自主防災組織名 〇〇地区第〇区自治会自主防災会 など
代表者 住 所 伊達市〇〇町〇〇番地〇
氏 名 〇 〇 〇 〇
電話番号 〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり、自主防災組織を設置したので届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要 ※組織のかたちを選んで、いずれかを記載してください

組 織 構 成	単一自治会 自治会名 〇〇地区第〇区自治会 世帯数 〇〇〇世帯
	複合自治会 自治会名 〇〇地区第〇区自治会 世帯数 〇〇世帯 自治会名 〇〇地区第△区自治会 世帯数 〇〇〇世帯 自治会名 〇〇地区第□区自治会 世帯数 〇〇世帯
	連合自治会 連合自治会名 〇〇地区連合自治会 世帯数 〇〇〇世帯
設 置 年 月 日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日
備 考	

2 添付資料

- (1) 組織の規約
- (2) 自主防災組織図
- (3) その他市長が必要と認める書類

○伊達市自主防災組織の設置及び助成に関する要綱

平成21年2月27日

告示第32号

改正 平成23年4月1日告示第79号

(目的)

第1条 この要綱は、自治会(複数の自治会が連合した場合を含む。)又は連合自治会で組織された自主防災組織(以下「組織」という。)の設置及びその防災活動に対し助成金を交付することにより、組織の育成及び活動の促進を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 この要綱において組織とは、噴火、大雨、台風、地震、津波、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し、運営する組織をいう。

(助成対象事業)

第3条 組織が行う事業で助成の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災訓練
- (2) 防災に関する教育又は啓発
- (3) 防災資機材の購入
- (4) その他防災活動に関する事業で市長が特に認める事業

(組織の設置)

第4条 助成金の交付を受けようとする組織は、市長に自主防災組織設置届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

- (1) 組織の規約
- (2) 自主防災組織図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の届出の内容に変更があった場合は、自主防災組織変更届出書(様式第2号)により、市長に届け出なければならない。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、第3条に規定する助成対象事業に要する経費とし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 一の組織当たりの助成金の限度額は、次の各号により算出した額の合計額とする。この場合において、助成金の積算の基礎となる加入世帯の数は、前条により届出のあった数とする。

(1) 基礎額

加入世帯の数	9世帯以下	10世帯以上199世帯以下	200世帯以上299世帯以下	300世帯以上
基礎額	10,000円	40,000円	50,000円	60,000円

(2) 世帯数割額 当該組織の加入世帯の数に200円を乗じた額

3 助成金の交付は、一の組織当たり1回限りとする。ただし、交付した助成金の額が第2項の額に達しなかった場合で、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(助成金の交付等)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付、決定等については、伊達市補助金等交付規則(平成23年規則第15号)の定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成18年度以降に設置された組織から適用するものとする。

附 則(平成23年4月1日告示第79号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する